

児童発達支援事業所における自己評価結果（公表）

令和3年3月8日公表

チェック項目		はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
環境・体制整備	1 利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	○		法令の基準を上回るスペースを確保しています。 療育を行うスペースと余暇のスペースを分けています。 密になることを避け、同じ時間帯でも前半、後半で療育を行うよう人数を分けています。	今後も配置を確認しながら、より良い環境作りを心掛けていきます。
	2 職員の配置数は適切である	○		適切になるように基準よりも多い職員を配置しています。 一日の予定を決める際に、職員の立ち位置も決め、児童から目を離すことがないように気を配り、その都度、声を掛け合っています。	今後も児童数に応じた職員配置で対応し、またチームワークも意識して配置を行ってまいります。
	3 生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっているか。また、障がいの特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている	○		部屋の入口にマークを貼り、「余暇の時ほうさぎマークの部屋」など児童が視覚的にもわかりやすい環境作りを心掛けています。 建物の構造上階段もありバリアフリーにはなっていませんが、児童が移動する際には職員が一併が、行動し、安全に配慮しています。	今後もわかりやすく行動しやすい構造化に努め、移動の際は、児童の安全に配慮した対応を心掛けていきます。
	4 生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、子ども達の活動に合わせた空間となっている	○		それぞれの児童の活動に合わせた空間作りを心掛けています。 毎日、清掃と、教材や玩具の消毒を行っています。 教材や絵本、玩具は決められた場所に戻すよう、児童に声掛けや職員で共通意識を持つようになっています。 なるべく大きな物、高さがある物を教室内に置かないようにしています。	今後も衛生面に気を付け清掃や消毒を続けていきます。 整理整頓も一人一人が意識して、落ち着ける環境を整えていきます。
業務改善	5 業務改善を進めるためのPDCAサイクル（目標設定と振り返り）に、広く職員が参画している	○		毎月のリフレクション会議にて原則全員が参画し、業務改善や保護者様対応、職員間のコミュニケーションなどについて話し合っています。 会議では議事録をとり、参加できなかった職員を含め、全員で共有しています。	今後も定期的な会議の継続により、全職員で話し合う機会を設け、業務改善や、より良い支援を目標設定してまいります。
	6 保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	○		評価表を集計し、業務改善に繋がっています。 評価にあるご意向や、ご要望などについては、どう改善していくかを職員間で話し合い、内容を共有し取り組めるようにしています。	引き続き、評価表の内容を真摯に受け止め、改善に繋がっていきます。
	7 事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開している	○		自己評価の結果は公式 Web サイトで公開しています。	今後も結果は公式 Web サイトで公開してまいります。
	8 第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている	○		現時点では第三者評価は実施できておりません。	第三者からの評価受審については今後の検討課題と致します。
適切な支援の提供	9 職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	○		定期的に事業所内で研修機会を確保し、研修に努めています。 外部研修については参加した職員が周知し、共通の知識を保持するように取り組んでいます。	今後も事業所内において研修を継続し、職員の資質の向上・サービスの質の向上に繋がっていきます。
	10 アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している	○		保護者様にアセスメントシートに記入していただくと共に面談を行い、直接ニーズを傾聴した上で支援計画を作成しています。	今後もアセスメントを適切に行い、保護者様からの聞き取りや面談をもとにニーズや課題を適切に分析し、支援計画を作成してまいります。
	11 子どもの適応行動の状況を把握するために、標準化されたアセスメントツールを使用している	○		標準化されたアセスメントツールを活用しています。 ツールには児童の意思表示の方法や身辺自立の状況、言葉や文字、数への理解など細かく書けるようになっていきます。	今後も見やすく、児童の状況を把握しやすいアセスメントツールを使用していきます。
	12 児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」「発達支援（本人支援及び移行支援）」「家族支援」「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている	○		ガイドラインで示された支援内容を元に、児童一人一人の課題に応じた具体的な支援内容が設定され、家庭支援の項目も記しています。	今後もガイドラインを遵守して、児童一人ひとりのニーズや、課題に沿った支援計画の設定を行ってまいります。
	13 児童発達支援計画に沿った支援が行われている	○		支援計画に基づく支援となるように会議にて活動内容を決定、実行しています。	今後も支援計画に沿った支援となるよう、職員に周知し、統一した支援を行ってまいります。
	14 活動プログラムの立案をチームで行っている	○		ケース会議を行い、児童一人一人の支援内容について意見を出し合った上で療育で取り組む課題をチームで設定しています。	今後も児童一人ひとりの支援内容について意見を出し合っていきます。
	15 活動プログラムが固定化しないよう工夫している	○		習慣化での定着のため敢えて固定化した活動は必要ですが、課題や教具だけでなく、変化を持たせた活動となるように配慮しています。 療育活動で気がついた点があった時には児発管に報告し、その都度ステップアップで課題を進めたり、必要に応じて新たな課題を取り入れるなど勘案しています。	今後も児童一人ひとりに合ったペースを守り、固定化しないように児発管を中心にプログラムを検討、新たな教材の作成も行ってまいります。
	16 子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせる児童発達支援計画を作成している	○		個別療育で語彙の獲得や、気持ちの伝え方を学び、集団活動の中でそれを活かして表現できるように見守り、また職員が関わるの仲介によって円滑に関われるように導くなど、個別と集団を組み合わせて作成しています。	今後も子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせる計画し、支援を行ってまいります。
	17 支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	○		毎朝ミーティングを行って、当日の担当・送迎などの予定や、気になる児童への対応などを確認しています。	引き続き一日の流れや各自の動きの確認を行ってまいります。
	18 支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	○		支援終了後は全員での打ち合わせが難しい場合もありますが、気付いたことや反省点は児発管に伝え、必ず記録に残し、翌日のミーティングで共有するようにしています。	今後も気付いたことや反省点は児発管に伝え、記録し、翌日のミーティングで情報共有するようにしていきます。
関係機関や保護者との連携	19 日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	○		支援に対する記録は、療育担当者が必ず行っています。 記録はケース会議などで振り返り、今後の目標設定に活用しています。	今後も引き続き、日々の児童の様子の変化を記録に残し、次への目標設定に繋がっていきます。
	20 定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断している	○		定期的にモニタリングを行い、計画の見直しの必要性を判断しています。 児発管が支援計画の見直しの時期を把握し、時期に合わせて、聞き取り表を記入頂いて面談を行っています。	引き続き定期的なモニタリングを実施し、支援計画の振り返りを行い、児童一人ひとりの到達地点を把握し、計画の見直しを判断してまいります。
	21 障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子ども等の状況に精通した最もふさわしい者が参画している	○		児童の状況や、保護者様のニーズを一番掌握している児発管が参画しています。	今後も発達状況や課題を把握した上で児発管が参画してまいります。
	22 母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている	○		関係機関との連携については、今年度はコロナの影響もあり、機会を持つに至りませんでした。	コロナの影響を判断しながら、今後は電話やメールなども活用し関係機関との連携に努めてまいります。
	23 (医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合) 地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている	○		現在、特別な医療的ケアが必要な児童は在籍しておりません。	事業所は重症心身障がい児以外の児童が対象となっていることもあり、今後受け入れ希望があった場合は、慎重に検討し受け入れ態勢、事業所のあり方について模索してまいります。
	24 (医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子どもや重症心身障がいのある場合) 子ども等の主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている	○		現在、特別な医療的ケアが必要な児童は在籍しておりません。	事業所は重症心身障がい児以外の児童が対象となっていることもあり、今後受け入れ希望があった場合は、慎重に検討し受け入れ態勢、事業所のあり方について模索してまいります。
	25 移行支援として、保育所や認定子ども園、幼稚園、特別支援学校（幼稚部）等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	○		相談支援員や保護者様との情報共有は積極的に行っていますが、今年度はコロナ禍でもあり、児童の通っていた関係機関への訪問や、児童の通った直接的な情報交換には至っておりません。	現時点では電話などで、できるだけの提携を図り、コロナ収束後は積極的に連携に努め、情報共有、相互理解を深めるようにしていきます。
	26 移行支援として、小学校や特別支援学校（小学部）等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	○		相談支援員や保護者様との情報共有は積極的に行っていますが、今年度はコロナ禍でもあり、児童の通っていた関係機関へ行くなどして直接的な情報交換には至っておりません。	現時点では電話などで、できるだけの提携を図り、コロナ収束後は積極的に連携に努め、情報共有、相互理解を深めるようにしていきます。
	27 他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	○		例年関係機関とは積極的な連携に努めていますが、今年度はコロナ禍のため、電話以外の助言や研修を受ける機会を持つに至っておりません。	コロナ収束後は積極的に関係機関の研修等へも参加し、助言を受け、他の事業所ともより密に連携がとれるよう努めてまいります。
	28 保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障がいのない子どもと活動する機会がある	○		殆どの児童は保育園や幼稚園に通っており、個々が障がいのない子どもたちとの交流はできています。 現在はコロナ禍でもあり、事業所主催の交流の機会を企画できていません。	感染症へのリスクもあり交流は行えていませんが、事態の収束が見られた際には、保護者様のご意向を踏まえ、交流の機会を検討してまいります。
29 (自立支援) 協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加している	○		今年度はコロナ禍のため協議会への参加機会を持つことができませんでした。	コロナ収束後は研修や講義等に参加し、能力向上に努めてまいります。	
保護者への説明責任等	30 日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達状況や課題について共通理解を持っている	○		毎回連絡帳に療育内容とその様子を記入してお伝えしています。 また、送迎時に保護者様からのお悩みをお聞きしたり、事業所での様子や課題についてお話をしています。	今後も更に保護者様との情報共有の充実を図り、共通理解に努めます。
	31 保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム（ペアレント・トレーニング等）の支援を行っている	○		面談時などに事業所での支援内容を伝えるとともに、ご家庭内で取り組んでいただくことをお伝えし、後日、取り組んでみてどうだったかの聞き取りも行っています。	今後も保護者様のお悩みに寄り添った支援ができるよう努めてまいります。
	32 運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	○		契約時に契約書を保護者様と読み合わせしながら丁寧に説明を行っています。	今後も継続して、分かりやすく丁寧な説明ができるよう努めてまいります。
	33 児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている	○		モニタリングを踏まえ、ガイドラインを示す支援内容を踏まえた支援計画を作成し、保護者様と読み合わせ、今年度は説明を行った上で同意を得て、サイン、捺印をいただいています。	今後も支援計画を丁寧にわかりやすく説明し、ご納得いただいた上で同意のサイン、捺印をいただきます。
	34 定期的に、保護者からの子育ての悩み等にに対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	○		連絡帳や来所時にご相談があった際には、児発管に報告した上で児発管が助言を行っています。 また、必要と判断される場合や求めに応じて面談を行っています。	引き続き保護者様のお言葉に耳を傾けて適切に対応してまいります。
	35 父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している	○		コロナ禍のため、今年度は保護者会を開催できていません。 その分事業所内での活動報告を掲示板などで積極的に発信し、連携を図っています。	コロナ収束後は保護者様のご意向に配慮しながら、保護者様同士や職員との交流を検討してまいります。
	36 子どもや保護者からの相談や申入れについても、保護者の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	○		ご相談や申し入れがあった場合はまず職員間で共有し、意見交換をした上で児発管、必要時は上長の判断で迅速に対応するようにしています。	引き続き迅速な対応を心掛け、ご意見に引き合い、解決へ向け努力してまいります。
	37 定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	○		季節ごとにお便りを発行し、行事予定や制作活動の様子、発着点（お知らせ）等を発信しています。 また、事業所には玄関にお知らせ用掲示板を設置しています。	今後も定期的に広報誌を配布し、掲示板で情報発信を行ってまいります。
	38 個人情報の取扱いに十分注意している	○		個人情報は施錠ができるキャビネットに保管し、知り得た個人情報は事業所のみに扱うようにし、漏洩がないよう細心の注意を払っています。 書類の使用時にも、当事者以外の目に触れないよう配慮しています。	今後も個人情報について細心の注意を払い、取り扱い・保管してまいります。
	39 意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	○		児童独自の意思表示法などに確認して保護者様に教えていただき、確認しています。 また、簡潔で分かりやすい声掛けや、言葉だけでなく、身振りなどで意思の疎通ができるよう心がけています。	今後もそれぞれの特性や状況に配慮しながら意思の疎通を図り、情報を伝達してまいります。
40 事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている	○		コロナ禍でもあり、事業所の行事に地域住民を招待するような企画は行えていません。	事態の収束が見られた際は保護者様のご意向を踏まえ、交流の機会を検討してまいります。	
非常時等の対応	41 緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアルを策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している	○		各種マニュアルを作成し、職員間で共有、定期的に確認を行っています。 定期的に訓練を行っています。	今後も継続して保護者様へ各種マニュアル等についてお知らせし、職員周知・訓練も実施してまいります。
	42 非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	○		非常時避難用の道具（安全ヘルメット、防災頭巾、99カード）を常備しています。 定期的に非常時を想定した話し合いや避難訓練を行っています。	今後も定期的に行き避難用の道具や、備品の定期的な確認を実施してまいります。
	43 事前や、服薬や予防接種を確かめる等の発着のこども確認している	○		服薬や、てんかん発作のある児童については必ず職員間で情報共有し、方の一のこどもがあった場合に備え、対処法を確認し合っています。	児童の健康状況のリストを再確認し、定期的に更新してまいります。
	44 食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている	○		現在、事業所で深刻な食物アレルギーのある児童の受け入れはありません。 軽度のアレルギーの場合にも、食物の提供、取り扱いを一切していません。	今後も保護者様から詳細に情報頂き医師の指示書がある場合に全職員への周知を徹底し、細心の注意を払ってまいります。
	45 ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	○		ヒヤリハット事例が起きた際は直ぐに記録をフェイスブック共有し、過去の事例と合わせていつでも確認できるようにしています。	引き続きヒヤリハット事例の情報共有を行い、再発防止のため改善策を検討してまいります。
	46 虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	○		虐待防止研修を年間計画に盛り込み、全職員が参加し、共通意識に努めています。	今後も虐待に関する研修を繰り返し行い、職員全体で周知・認識を徹底してまいります。
	47 どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載している	○		利用契約書には身体拘束の禁止を記載しており、生命または身体を保護するため、やむを得ず身体拘束を行う場合には、あらかじめ文書により保護者様の同意を得るとしてまいります。 契約時には保護者様へ身体拘束について分かりやすく説明し、理解を得ています。	今後も原則として「身体拘束を行わない基本姿勢」を守りながら、身体拘束の可能性のある児童を受け入れることになった場合で、かつ緊急時、または児童の命に関わる事象が起きた場合、やむを得ない状況に限って行われることについて、保護者様に十分に説明を行い、同意を得て、個別支援計画にも記載してまいります。

○この「事業所における自己評価結果（公表）」は、事業所全体で行った自己評価です。